

(別紙 1)

名古屋市立大学経済学会

『オイコノミカ』掲載論文等の転載許諾に関する取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、名古屋市立大学経済学会（以下「本会」という。）会則第 3 条第 3 号及び第 8 条第 2 号に基づき、本会が著作権を有する本会機関誌『オイコノミカ』掲載の論文等（以下「掲載論文等」という。）の複製又は転載の許諾に関し、必要な事項を定める。

2 この要領は、投稿規定第 11 項にいう本会の許諾を得た複製又は転載の手続を定めるものであり、同項が禁ずる無断での複製又は転載を許容する趣旨ではない。

(適用範囲)

第 2 条 この要領は、掲載論文等の全部又は一部を、本会以外の者が刊行する図書、雑誌、電子媒体その他の著作物に転載しようとする場合に適用する。

2 掲載論文等の著作者が、自己の著書、学位論文その他の著作物に当該論文等を収載しようとする場合も、前項と同様に取り扱う。

(申請)

第 3 条 転載を希望する者（以下「申請者」という。）は、様式 1 による転載許諾申請書を、庶務を担当する幹事（以下「庶務幹事」という。）に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 申請者の氏名、所属及び連絡先
- 二 転載を希望する掲載論文等の著者名、題名、巻号、頁及び発行年
- 三 転載先の名称、発行者、刊行予定時期及び発行部数の概数
- 四 転載の範囲及び態様（全部又は一部の別、改変の有無等）
- 五 転載の目的

（決定）

第4条 転載の許諾は、本会会長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ編集委員会（会長が必要と認めるときは、会計を担当する幹事その他本会の運営に携わる者を含む。）の意見を聴くものとする。

- 一 申請者が当該掲載論文等の著作者でない場合
- 二 転載の範囲が広範であるとき、又は本文の改変を伴うとき
- 三 営利を主たる目的とする利用であると認められるとき

3 会長は、決定の内容を次の教授会（経済学会）に報告するものとする。

（許諾の条件）

第5条 転載の許諾には、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 転載箇所に、初出誌名（『オイコノミカ』）、巻号、頁及び発行年を明記すること。
- 二 本文の改変を行わないこと。ただし、誤植の訂正、表記の統一その他の軽微な

修正は、この限りでない。

三 本許諾は非独占的なものであり、投稿規定第 12 項後段に基づく本会による電子的公開その他の利用を妨げないこと。

四 許諾の範囲は、申請書に記載された転載先及び態様に限られること。

2 会長は、必要と認めるときは、前項に掲げるもののほか、条件を付することができる。

(対価)

第 6 条 転載の許諾は、無償とする。ただし、営利を主たる目的とする利用については、この限りでない。

(許諾書の交付)

第 7 条 庶務幹事は、許諾の決定後速やかに、様式 2 による転載許諾書を申請者に交付する。

(記録の管理)

第 8 条 庶務幹事は、申請書及び許諾書の写しを保存するとともに、許諾の年月日、申請者、対象論文、転載先及び許諾の条件を記載した転載許諾台帳を作成し、本会において電子的に共有するものとする。

2 庶務幹事は、毎年度末に、当該年度における許諾の一覧を教授会（経済学会）に報告する。

(手続の公表)

第 9 条 本会は、この要領及び様式 1 を本会ウェブサイトに掲載し、転載許諾の手続を

明示するものとする。

(改廃)

第 10 条 この要領の改廃は、教授会（経済学会）の議を経て行う。

附 則

この要領は、教授会（経済学会）の議を経て、2026 年 9 月 8 日から施行する。